

平成22年6月28日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(本省受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年6月18日から平成22年6月24日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(本省受付分)(10/06/28)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(本省受付分)

平成22年6月18日～6月24日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	3	36	3	0	402	444
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	18	0	0	7	25
健康局	0	49	0	0	223	272
医薬食品局	0	47	0	0	4	51
食品安全部	0	1	0	0	0	1
労働基準局	1	279	0	0	48	328
職業安定局	0	32	2	1	154	189
職業能力開発局	0	8	28	0	13	49
雇用均等・児童家庭局	0	186	3	1	112	302
社会・援護局	0	46	2	13	47	108
障害保健福祉部	0	6	4	0	5	15
老健局	0	69	1	2	20	92
保険局	0	70	0	0	4	74
年金局	1	15	3	0	33	52
政策統括官	0	3	0	0	0	3
日本年金機構	42	473	56	0	63	635
合 計	47	1,338	102	17	1,135	2,640

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	366
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	721
法令遵守違反に関するもの	12
その他	1,541

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	36件	3件	0件	402件	444件

国民の皆様の声の内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	444件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	長妻厚生労働大臣と直接会話をして意見を言いたいのので大臣にかわってほしい。意見の内容はその時に申し上げる。(同様の電話がありました。)		ご意見等の内容に応じて、所管部局が組織として責任をもってご意見等を承る旨をご説明し、了承を得ました。
2	【ご質問：配偶者控除廃止に大大大反対です！】 配偶者控除廃止に賛成の人の中には、103万円の壁があり、女性の社会進出を阻害しているからいけないのだという方がいますが、「103万円以上」で働きたいと思っている女性は既にそういう働き方を選択しているのではないのでしょうか。一律に女性も社会に出るべき、というような施策をなぜしようとするのですか…。いろいろな意見があるのは分かりますが、とにかく私は配偶者控除廃止は何があっても絶対に反対です！103万円以上バリバリ働きたい女性は働いて良い。103万円以下で働きたい女性はそのような働き方を選択しても良いという選択をさせてもらえないのでしょうか…。お願いします！！ (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)		厚生労働省の所管ではなく、財務省の所管である旨返答いたしました。
3	【ご意見：学校制度の規模縮小を】 修学年数が長すぎると思っています。その道に人生を掛けたプロと、受験戦争に青春を捧げた連中は異なります。高校も普通科に進学し、大学も4年制大学を卒業した人に、第一次産業の担い手になれ、など、じゃあ、どうして大学に通わせただ、と言わんばかりの逆鱗です。高校が増え、大学が増え、その実は、学歴インフレーションが起きただけでした。中卒の仕事が高卒になり、高卒の仕事が大卒になっただけだったのです。求めるものは、人材育成の人数を適切に、ということです。第一、体力のピークである高校生のそのエネルギーは、受験勉強や部活に費やされるべきではなく、結婚や妊娠、出産、育児にあてがわれて然りであると言わざるを得ません。20歳まで結婚したいと思うのは、制度的にはなく、生物学的に合致するからではないのでしょうか。学校制度の大幅な規模縮小を求めます。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)		厚生労働省の所管ではなく、文部科学省の所管である旨返答いたしました。
4	【ご意見：口蹄疫について】 メディア(国の発表)の報道では拡散、症状ばかりで原因については何の発表も無い。韓国、中国では以前から発症して、その情報は大使館からの連絡で厚労省、国交省でも知っていた筈。民社党が韓国寄り、中国寄りなので無視したのか。まだ広がっている今からでも九州の空港で防疫、消毒すべきでは！空港から靴に付いた菌が入ってきた事くらい誰にでも判る。酪農家の惨状にも一片の視察で終わり。何百億もの損害なのに。早くから防疫、消毒していれば国の損害も微々たるものだったのに。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)		厚生労働省の所管ではなく、農林水産省の所管である旨返答いたしました。
5	【ご意見：個人住民税について】 私ではありませんが、両親が個人住民税ってなに？って言うのでネットで検索して調べてみたのですがよくわかりません。市・県民税とはまた違った税金なののでしょうか？ (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)		お住まいの自治体が総務省へご相談いただくよう返答いたしました。
6	その他、口蹄疫や外国人へのビザ発給緩和に関するご意見等の厚労省施策以外のご意見メールが多数ありました。		

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	看護課総務係(内線2596) 総務課総務係(内線2517) 医事課総務係(内線2566)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	18件	0件	0件	7件	25件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	23件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	定住外国人が看護師国家試験を受験するにあたり、必要な事項を教えて欲しい。		メールにて、厚生労働省ホームページの看護師国家試験の施行のページを示し、そこに書かれている受験資格を満たしていれば受験は可能である旨をご説明しました。
2	平成22年度開校の看護師等養成所の一覧のホームページ掲載場所を教えて欲しい。		厚生労働省ホームページの「トピックス一覧」の「医政局」の中に掲載している旨をご説明しました。 http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/12/tp1225-1.html
3	医療機関について相談をしたいが行政機関として対応可能な機関を教えて欲しい。		各都道府県に設置されている医療安全支援センターでご相談を受け付けている旨をご説明しました。
4	身体に障害を持っているが、免許を取得することができるか。(医師法第4条第1号等の内容に関する問い合わせ)		国家試験合格後、免許申請時において免許を与えるか与えないかの判断となるので、現段階では取得の可否はお答えできない旨をご説明しました。
5	多忙な医師に代わり、医療機関の事務職員が、カルテ等の書類作成をすることは医師法上可能なのか。		通知(医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について)を説明し、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が、医師の補助者として記載を代行することができる旨をご説明しました。
6	病院に対してカルテの開示請求を行ったが応じてくれなかった。どこか相談できる所はないか。		各都道府県に設置されている医療安全支援センターでご相談を受け付けている旨をご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	49 件	0 件	0 件	223 件	272 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	8 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	264 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	季節性インフルエンザと新型インフルエンザのワクチンは一本化されるのですか？		今年秋以降流通されるインフルエンザワクチンの株に関しては、新型インフルエンザ1種類と季節性インフルエンザ2種類の株が使用され、新型インフルエンザと季節性インフルエンザが混合された3価ワクチンの接種が可能となる予定であることをご説明しました。
2	たばこの値上げをすべきではない。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
3	全面禁煙はやりすぎではないか。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
4	受動喫煙対策を行っていないところの行政指導をしてほしい。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
5	事業仕分けで、生活衛生関係営業指導センターへの補助金が廃止されたが、生活衛生関係営業指導センターは存続するのか。生活衛生営業の事業者は中小零細事業者であり、融資手続きや経営相談の助言指導等を行う生活衛生関係営業指導センターは国民のため必要である。		貴重なご意見として拝聴し、事業仕分けの結果を受けて、現在、今後の対応について検討していますと回答いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	事業仕分けで、管理理容師・美容師指定講習会が廃止とされたが、私たち理容・美容師は国民の公衆衛生の向上のために講習会を受けました。 なぜ、この講習会が廃止されなければいけないのでしょうか。 天下りの高額給料のために廃止されるのであれば、この講習会とは別の問題として取り扱ってほしいです。		貴重なご意見として拝聴し、事業仕分けの結果を受けて、現在、今後の対応について検討していますと回答いたしました。
7	事業仕分けに取り組み、無駄な事を廃止していくことは重要であると考えます。 しかしながら、直ちに事業廃止はあまりに短絡的である。 有識者全員が無条件で廃止と言っているわけではなく、また、有識者に零細衛生業者の方々が入っていない理由も分からない。 衛生面に特に配慮しなければならない零細業者の真の声をきくべきではないか。		貴重なご意見として拝聴しました。
8	井戸水とクロスコネクションしている水道があり、水道水との汚染を懸念しているため早急に改善してほしい。		提供された情報については事実関係が確認できないため、該当する水道事業者への問い合わせを依頼し、水道事業者と情報共有しました。
9	台所の水漏れの修繕業者(指定給水装置工事事業者)に不当な工事をされた。指定業者ということを理由に同様の事件が多発しているようであるため、早急に改善してほしい。		貴重な意見として拝聴し、給水装置の工事に当たっての留意点及び指定給水装置工事事業者の取り消し制度について説明しました。
10	原爆症認定の審査について、申請しているが認定状況はどうなっているか。		随時審査を行っているところであり、審査には時間を要しているが審査基準の見直しや審議会開催回数が増などにより対応している旨説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	47件	0件	0件	4件	51件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	51件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	輸血でC型肝炎ウイルスに感染したが、輸血による感染が給付金の対象となるのか教えて欲しい。	1	「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の概要をご説明いたしましたが、この法律では、輸血は対象となっていないため給付金の対象とならない旨ご説明いたしました。
2	C型肝炎ウイルスに感染しているが、生まれてくる子供に感染するか。	1	C型肝炎ウイルスは、主として感染している人の血液が他の人の血液の中に入ることによって感染します。C型肝炎ウイルスに感染している母親から生まれたお子様も、少ないですが感染の可能性があります。そのため、国では病気の早期発見や重症化予防のため肝炎ウイルス検査をお勧めしていることをご説明いたしました。
3	C型肝炎ウイルスに罹り、現在インターフェロン治療中である。治療には相当な費用がかかり、生活も苦しいため何か助成制度はないか。 (その他給付金、治療費助成に関するお問い合わせ多数)	1	肝炎治療(主にインターフェロン治療)に対する医療費助成について概要をご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

局課(室)名	食品安全部企画情報課
照会先	総務係長 嶋田敏志(内線2450) 調整係長 瀬戸裕之(内線2452) (ダイヤルイン 03-3595-2326)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	耐熱性プラスチック製の電子レンジ用調理器具が宣伝されている。販売業者は食品衛生法に認可されているというが、耐熱性プラスチック器具の基準はあるのか。また、一般的にプラスチックは熱に弱いものであり、電磁波の照射や調理時の高温により、何らかの有害物質の溶出の可能性があるのではないか。		食品衛生法では食品に直接接触する調理器具について、公衆衛生の見地より必要な規格基準を定めており、これに適合しないものは製造・販売等が認められません。耐熱性プラスチックに限定した規格基準はありませんが、一般のプラスチック同様、使用用途、温度に応じた規格基準が適用されます。なお、規格基準の遵守も含め、安全性の確保に努めることは製造/販売等を行っている事業者の責務となっています。器具から溶出する有害物質については、耐熱性プラスチックに限らず、今後も調査研究を続け、必要な対応を検討していく旨説明しました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1 件	279 件	0 件	0 件	48 件	328 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	325 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	監督署は会社の主張と労働者の主張が違う場合には、常に労働者の主張を採用してほしい。	①	労使双方の主張を十分に聞いたうえで客観的な資料などにより法違反の事実を確認したうえで指導等を行っているところであり、労働者の主張のみをもって判断することは困難であることについて説明し、ご理解を求めました。
2	事務所にいきなり労働基準監督官が来た。何の権限に基づいて来ているのか教えてほしい。アポイントなしに来るのは失礼ではないのか。	①	労働基準監督官の立入等の権限は労働基準法に規定されていること、事業場に対する臨検監督については法定条件の履行確保のために事業場の実態を把握する必要があることから、予告なしに実施することになっていること等を説明し、ご理解を求めました。
3	休暇を分散化する議論を行う前に、有給休暇を100%取得できるよう、使用者の付与義務を法制化すべきだ。	①	貴重なご意見として伺いました(匿名のメールであったため、返信は不可能でした。)
4	労働局から報告書の提出依頼があったので、内容について電話で問い合わせしたところ、その担当者の言葉遣いが命令口調の上、不親切な対応であり気分を害した。		労働局に対して懇切・丁寧な説明をするよう指示いたしました(匿名のメールであったため、返信は不可能でした。)
5	職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書においても、全面禁煙又は喫煙室設置による空間分煙となっているが、企業内における喫煙室の設置は認めるべきではない。喫煙対策のためのガイドラインの存在が、企業に分煙を勧めていることになるのではないのか。	①	職場における受動喫煙防止対策については、平成22年5月に「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」において取りまとめられた報告書を踏まえ、労働政策審議会において議論を開始することを説明し、ご理解いただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	<p>労災年金の額が労働者の賃金の変動に合わせて変動するのはなぜか。年々減らされていて生活できなくなる。</p> <p>また、厚生年金と併給しているため調整されて減額されているが、厚生年金額が減っているのに労災年金の調整率は減らないのはなぜか。</p>	①	<p>労災年金の給付は、稼得能力の補填の意味があることから、被災時の平均賃金を基に算出しているが、時間の経過により賃金水準が変動するため、年金額も賃金水準の変動に合わせて変動させる制度となっていること。</p> <p>また、厚生年金との併給調整については、厚生年金が減額されても、厚生年金の年間給付額が一定額を上回っている場合は、労災年金の調整率が一律であることを説明し、ご理解いただきました。</p>
7	<p>「試用期間中に不合理な理由で、解雇された」という例が多いと聞くが、このような実態を認識して、どのような対応を進めていくつもりなのか。</p>	①	<p>試用期間中の労働者であっても、解雇にあたっては客観的かつ合理的な理由がない限り無効になること、今後とも労使において真摯な話し合いがなされるよう労働契約法の規定の趣旨等について情報提供等を行っていくことを説明し、ご理解を求めました。</p>

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 広報担当官 和田史絵(内線5682) 広報係長 比田井徹也(内線5739) (直通03-3593-6241)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	32件	2件	1件	154件	0件	189件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	9件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	113件
	法令遵守違反に関するもの	10件
	その他	57件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	他の都道府県労働局管内のハローワークでも求人募集はできるのか。		ハローワークは全国斉一の職業紹介機関であり、オンラインによる情報通信が可能となっております。このため、事業所所在地の管轄ハローワークにお越しただければ、就業場所が他の都道府県である場合等でも、就業場所近辺のハローワークで求人募集を行うことができる旨ご説明しました。
2	派遣元会社が、自社のHPで派遣先企業による書類・面接選考を行っている旨明記しているところがある。問題ではないのか(具体的な企業名の記載あり)。		紹介予定派遣の場合を除き、派遣就業開始前に派遣先が派遣労働者を面接することは禁止されております。今回いただいた情報につきましては、該当労働局に伝え、事実関係を確認し適切に対処するよう指示しました。
3	雇用調整助成金を受給している企業で、従業員を就業させているにもかかわらず、ハローワークに対しては教育訓練を実施する旨申告している企業を知っている。不正受給を行っている恐れがあるため、調査してほしい(具体的な企業名の記載あり)。		いただいた情報を労働局へ伝え、事実関係を把握し適切に早急に実地調査をするよう指示しました。一方、ご本人に対しては、当該助成金については、不正受給に関し、事業所を直接訪問して実地調査を行っているところであり、不正受給が認められた場合には返還手続きをとるなど厳正な対処を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	ハローワークの担当が企業に対して積極的に求人のアプローチをするなどして、ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、各ハローワークの所長を先頭に企業、事業主団体への求人要請もを行っているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
5	当社は労働保険には加入しているが、社会保険料の負担は非常に重く、入りたくても入れない。一方、多くの雇用を必要としているが、民間の求人広告は料金が高く費用負担が重い。こうした中、ハローワークが社会保険に加入していない企業からの求人を受け付けないのは、厳しすぎる対応ではないか。		社会保険の加入は法令上義務付けられている事項であり、従業員を雇用する上で最低限守られるべき労働条件です。このため、加入手続きを行っていない事業所からの求人は、原則として受理していないことをご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	国全体で障害者雇用を促進してほしい。		現在、障害者の雇用を促進するため、障害者雇用促進法において、事業主に対し全従業員の1.8%以上の障害者を雇用することを義務づけております(障害者雇用率制度)。これを満たさない事業主に対しては、ハローワーク、都道府県労働局、厚生労働省がその達成指導を実施しています。今後も引き続き、障害者雇用率達成指導を厳正に実施し、障害をお持ちの方々の雇用の促進をまいります。
7	就労しているにもかかわらず、雇用保険の失業等給付を受給している者を知っている。不正受給ではないのか(具体的な情報なし)。		当該受給者を特定することができる、具体的な情報をいただければ、該当労働局に伝え、事実関係を確認し適切に対処する旨ご連絡しました。
8	ハローワークの求人票に年齢や性別が不問と書いてあるにもかかわらず、連絡してみると年齢や性別を理由に断る企業があるので、きちんと指導してほしい(具体的な企業名の記載なし)。		ハローワークにおいては、事業主に対し、年齢や性別でなく能力や適性に基づき公正に採用の判断を行うよう指導しております。年齢や性別を理由に不採用とする事業所を把握した場合には、当該事業所に対し指導を行うこととしている旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	現在の日本は、少子高齢化が進展する中、人材不足と言われているが、こういう時だからこそ、高齢者の就業機会が増えるよう取り組むべきではないのか。		国、ハローワークでは、高齢者の就業・雇用機会を確保するため、求人開拓等に総力を上げて取り組んでおります。また、高齢者を雇用した企業への助成金制度の活用や年齢制限禁止等の取り組みによって、高齢者の就業機会が拡大している旨ご説明し、ご理解いただきました。併せて再就職に向けた取り組みの一環として、ハローワークでの職業相談支援の活用もお勧めしました。
10	履歴書等の応募書類について、求人企業の「責任放棄」としている求人票が多すぎる。責任放棄が認められているためか、求人企業の横柄な態度が目につくので、これを禁止すべきである。中には、応募者の個人情報収集だけを目的に求人募集していると思われるものもあるようだ。求人票に「責任放棄」と記載されていなければ、求職者が求人企業に直接返却を求められるし、それでも返却してくれない場合は苦情を言うこともできるのに、この一言が記載されているがため、求職者は諦めるしかない。悔しい。		ハローワークでは、原則として応募書類は返却するよう求人企業に要請していますが、法令で義務づけられていないため、やむを得ない事情により返却できない場合については、その旨求人票に記載するよう指導している旨ご説明しました。また、いただいたご意見を踏まえ、求人企業に対しては、今後更に応募書類の返却を要請していくとともに、今後の対策を検討する上での貴重なご意見として承る旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課 総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03-3502-6783)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	8件	28件	0件	13件	49件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	31件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	16件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	先般、労働政策審議会において「おおむね妥当」と答申された「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」においては、雇用・能力開発機構の廃止に伴い、事業を承継する新法人で在職する職員を包括承継するのではなく、採用方式とすることとされているが、重大な雇用問題が生じるものであり、本法案の作業の中止を要請する。 (ほか同様の意見27件)		組織の統廃合に伴う職員の移籍については、承継法人に包括承継させる方式や、採用方式など、様々な方式があり得ます。 今般、包括承継ではなく、採用方式をとるのは、雇用・能力開発機構については、各種施設の設置運営の在り方等について問題を指摘されてきたことから、法人を廃止し、抜本的に組織を見直すこととしたため、職員の雇用契約についても、いったん整理する採用方式を採用することとしたものです。 雇用・能力開発機構の廃止に当たっては、職員の雇用問題に最大限配慮することとしています。 具体的には、新法人においては、職業能力開発業務を的確に実施するための人員枠を確保する一方、業務のスリム化による職員の削減については、定年退職者の不補充による自然減等により対応することとしており、昨年12月の閣議決定の趣旨を踏まえ、雇用問題に配慮した対応を考えています。 当省としても、関係独立行政法人において、雇用問題への配慮という趣旨を十分踏まえた対応がなされるよう要請してまいりたいと考えています。
2	厚生労働省のHPに「無料で職業訓練 生活費も支給」とあったが、詳細を教えてください。 (同様の要望ほか2件)		緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)及び訓練・生活支援給付の概要を説明の上、最寄りのハローワークに相談いただくよう御案内しました。
3	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)を受講して再就職したい。 どこに申込みを行えばよいか教えてください。		基金訓練の受講については、ハローワークにおける職業相談等を通じて、その受講が再就職のために必須であること等を確認の上、ハローワークで受講あっせん等を行っています。 このため、まずは、最寄りのハローワークに相談いただくよう御案内いたしました。
4	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)のコース情報はどこで確認することができるのか教えてください。		お住まいの地域で募集している基金訓練については、ハローワークで確認いただけること、また、中央職業能力開発協会のホームページにコース情報(http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html)が掲載されているので、こちらでも確認いただける旨を説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	雇用保険受給者以外の失業者への職業訓練について、恒久的に実施してほしい。職業訓練を受けた有資格者なら企業も優先して採用しているようだ。		主に雇用保険受給者以外の方を対象とした職業訓練の実施については、平成23年度からは求職者支援制度として恒久化すべく検討中です。
6	無駄な生活保護の給付を行わなくて済むよう、生活保護を受ける方については、法律で一律に職業訓練を受けることを義務付けてほしい。		職業訓練は、ハローワークにおける職業相談や職業訓練施設における選考により、当該訓練を受講することが再就職のために必須である等、これを受講することが適切と判断された方が受講するものです。 このため、生活保護を受ける方に対する支援については、希望する再就職先や経験・能力等を踏まえた内容とすべきものであり、一律に職業訓練を受講することとするのは適切ではないと考えています。
7	専門学校等の民間に委託されている職業訓練のコースによっては、当該学校の学生と職業訓練の受講生とを一緒に受講させている例がみられる。 しかし、受講料を自己負担している学生と、授業料が無料であって、かつ、要件を満たす場合には訓練・生活支援給付等が受けられる訓練生とで一緒にその講義等を受けることには問題があるのではないか。		職業訓練の委託を受けた専門学校等において、学生と訓練受講生とが一緒に講義を受講する場合がありますが、その講義内容等が学生と訓練受講生にとって適切なものである限り、一律に問題があるとは考えていません。
8	家族と同居して経済的援助も受けているが、住民票上は別世帯なので、訓練・生活支援給付の対象としてほしい。		訓練・生活支援給付については、雇用保険を受けられない方などであって、御家族の経済的支援を受けることが難しい方が安心して職業訓練を受講できるようにするための制度であり、また、別世帯として住民登録がされている場合であっても、生計を一つにしている場合は、同一世帯として扱うことから、本給付の受給はできません。
9	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)においては、基礎的な職業訓練受講後に実践的な職業訓練を連続して受講できることがあると聞いた。 この場合においては、それぞれの職業訓練の受講期間に訓練・生活支援給付を受けさせてほしい。		訓練・生活支援給付を受けた月数が合計して24か月を超えていない場合には、給付の他の支給要件を満たしている限り、その実践的な職業訓練の受講期間中においても、給付を受けることができます。
10	教育訓練給付制度を利用したいが、どのような講座があるのか教えてほしい。		ホームヘルパーやパソコン検定等、講座分野は多岐に渡っており、当省のホームページやハローワークでの検索や閲覧が可能です。 また、教育訓練給付を受けるためには、一定期間雇用保険の被保険者となっていることが必要である旨をお伝えして御理解を得ました。 さらに、緊急人材育成支援事業等の他制度も紹介しつつ、最寄りのハローワークを御案内しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	186件	3件	1件	112件	302件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	129件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	7件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	166件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	・外国人に子ども手当を支給すべきではない。 ・子ども手当自体を行うべきではない。 ・子ども手当よりも保育所を増やすことが必要。 ・所得制限を設けるべきである。		貴重なご意見として承りました。
2	「イクメンプロジェクト」について ・イクメンの応援の前提として企業で働く環境の改善が必要。 ・イクメンプロジェクトは良い試みであるから、企業への働きかけにもっと力を入れてほしい。 ・イクメンという言葉はやめてほしい。特定の価値観を押しつけるのはおかしい。 ・イクメンは浸透しているからイクメンプロジェクトよりも雇用対策が必要。 ・携帯電話で見られるイクメンプロジェクトサイトを開設してほしい。		貴重なご意見として承りました。
3	不妊治療や不育症の治療について、保険の適用や助成金の交付をして欲しい。		貴重なご意見として承りました。
4	先般の事業仕分けにより廃止とされた「女性と仕事総合支援事業」の存続とさらなる充実・強化を求める。		現在、仕分けの結果を受け、平成23年度以降の事業について検討しております。
5	妊娠初期は、お腹は出ていないが、一番体調が悪い時期であるため、公共交通機関で席を譲ってくれる人が増えるよう、理解・周知をポスターで広報すべき。		ホームページでの掲載やその他の機会を通じて、マタニティマーク普及への取り組みを行っており、ご指摘いただいた点も含め、今後の参考とさせていただく旨ご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	保育園の待機児童を解消するため、株式会社の保育園経営の新規参入が容易に出来るようにしてほしい。 就学前児童に対する教育を公平にするため、幼稚園と保育園を統合する「幼保一体化」を推進してほしい。		室内で情報を共有しました。
7	「子ども・子育て新システム」の実施にあたっては、現実に子どもを預けている親や、現場の保育士の話をしっかり聞いてほしい。 また、詰め込み保育が問題となっているので、保育士の人員を増やすとともに、保育料は国で負担してほしい。		「子ども・子育て新システム検討会議」では、保護者・保育関係団体などからもヒアリングを行っており、今後も現場関係者のご意見も伺いながら検討を進めていく旨、メールにて返信しました。
8	幼児虐待による殺人も生活苦によるものが多い。将来ある子供の命を守れるようにしてほしい。		貴重なご意見として承りました。
9	21世紀職業財団の名古屋支社に電話をしたが、昼食中で担当がいなかった。急いでいたので、東京本部に問い合わせたところ、名古屋に聞いてくれと言われた。支給基準は同じなのだから、どこでも答えられるはずである。また、昼食中で出られないというもおかしい。		不快な思いをされたことについては謝罪をするともに、財団に情報提供を行い、対応について留意するよう注意喚起を行いました。
10	家内労働の工賃遅払い等について、労働基準監督署に申告し、その結果、工賃の支払いはなされた。しかし、一方で工賃の支払い以外にも家内労働法に照らして問題があると訴えたことについては取り合ってもらえなかった。		関係部局に事実関係を確認して状況をご説明しました。また、ご意見を拝聴し、関係部局にお伝えしました。
11	父子家庭に対しても児童扶養手当が拡大されたが、生活保護を受給している家庭は、収入認定されてしまうため、結局、手当の恩恵は受けられない。それなのに、児童扶養手当の面倒な事務手続きをするというのは納得がいかない。		ご意見を拝聴し、関係部局にもご意見をお伝えしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
12	少額でも公的年金(老齢年金)を受給していたら、児童扶養手当が受給できないというのは納得がいかない。実際、支給されている年金の額が児童扶養手当の満額分よりも低いので、せめて差額分を支給すべきではないか。		児童扶養手当と公的年金が、ともに所得保障という同一の性格を有する給付であることから二重給付となってしまうため、公的年金との併給はできないこととなっている趣旨を説明しました。
13	男性DV被害者のシェルターが確保されていない。 配偶者からの暴力被害者の保護や児童虐待など別々の法律によって対応するのではなく、配偶者間や親子に限定せず、男女の別にかかわらず、どの人も心理的な暴力も含めて被害者が救済されるような、包括的な法律が必要で、国からきちんと法整備などの対応をすべき。		男性被害者の一時保護については、婦人相談所で行うことができないため、都道府県において、男性被害者の保護が可能な一時保護委託先を確保するよう会議等を通じて繰り返し周知しているところです。今後も、都道府県における男性被害者の一時保護委託先の確保状況を把握し、まだ確保されていない自治体に対し、全国会議の場等において、強く働きかけてまいります。 ご指摘のような、どのような関係にあっても被害者として適切に支援されることが重要であると考え、関係機関との連携を深め、より効果的な対応について取組を進めているところです。法律の整備については、貴重なご意見として賜り、関係部局へも国民からのご意見として情報提供します。
14	保育士資格取得のため、昨年試験を受けたが1教科落としてしまい、今年も受けるが、今年保育士の仕事がしたいと思って仕事を探している。幼稚園免許は持っているので、どこか就職先があると思っていたが、無資格と言われて保育園では働けない。幼保一元化の流れの中で、保育士資格だけの名称独占をもう少し考えていただくことはできないか。		保育士は、平成13年の児童福祉法改正により、地域の子育ての中核を担う専門職として保育士資格を児童福祉施設の任用資格から名称独占資格に改められました。 保育士試験において、本年度から幼稚園教諭免許所有者の受験において、現行で免除されている3科目以外の科目について、指定保育士養成施設の科目履修等によって修得した科目も免除することとしており、こちらの制度もご活用いただきたい旨説明しました。
15	国土交通省のダム工事事務所(滋賀県内のダム建設が廃止になった施設)を保育所として再利用してほしい。無駄な施設を見直して国民に有益な施設に再利用してほしい。 1階を内科(医療施設)・保育所機能を持つ施設、最上階に高齢者施設を作れば、高齢者の生きがいにもなるし、高齢者が研修を受ければ病児を預かることができるというような制度を作れば、現在行き詰まっている病児保育に対応できるのではないか。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
16	<p>自分の住む町には町立保育園が3園あり、3園とも3歳未満児の受入をしていたが、今年9月から1園のみになるという話を聞いたが、</p> <p>年度途中でこのような変更は当たり前なのか。</p> <p>予算削減のため、保育士を減らし、児童の受入を減らすのでは、働きたいのに預けられなくなる。</p> <p>計画を強引に決行する自治体を止めるにはどうしたら良いか。</p>		<p>保育所の具体的な運営方法等については、各自治体の責任において行われるものであり、各保育所の詳細な運営方法等について厚生労働省では把握しておりません。</p> <p>また、国と自治体は指揮命令関係にあるわけではないため、国から自治体に直接指導することはできないため、児童が地域の状況に適合した最良の保育を受けることができるよう、保育所の運営にあたる自治体と話し合いをしていただきたい旨説明しました。</p>
17	<p>保育士の給与が安く重労働である。時間内に終わらない作業が課され、サービス残業や自宅作業が当たり前となっている。</p> <p>こうした現状に、厚生労働省としてはどのように考えるのか。</p>		<p>保育士の給与について、所要の財政措置を行っています。また、平均勤続年数に応じて、民間施設等給与改善費を加算しています。</p> <p>しかしながら、労働条件等については、法人と個人の間の労使契約の問題であり、法人又は園とよくご相談いただきたい旨説明しました。</p>
18	<p>共働きして保育所に子どもを預けているが、生活が苦しく保育料が負担となっている。生活保護や母子家庭等の方々の方が得をし、まじめに働き、税金を申告している人が損をしている。</p> <p>保育料を最高1万円程度に引き下げるべきである。</p>		<p>貴重なご意見として承りました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 大武 喜勝(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0 件	46 件	2 件	13 件	47 件	0 件	108 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	18 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	37 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	53 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	老齢加算は、福岡高裁判決を受け入れ、復活するべきである。	④	ご意見としてお伺いしました。なお、生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
2	大阪の外国人の生活保護が1万人を超えたとの報道を見た。日本は日本人の保護を優先すべきである。生活保護は日本人に限定しないとおかしい。	①	ご意見としてお伺いしました。生活保護法は、憲法25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規程されていることから、基本的には日本国民のみを対象としておりますが、適法に日本に滞在し、就労活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、社会的・人道的観点から、日本人と同じ取扱いとしております。
3	年金をきちんと納めていた人より、未納者が生活保護で年金支給額より高額な支給金を貰っているのは不自然です。年金を納めるのがバカらしく思えてきます。	④	ご意見としてお伺いしました。なお、生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
4	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。加えて、働きながら受験資格を取得できるように受講料等の受講生にかかる負担軽減策を充実させて欲しい。	① ④	現在、当該ルートの受験資格については、検討会を実施し調整中であることをお伝えしたうえで、平成24年度の試験より受講が必要となる旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

5	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてほしい。	① 士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。
6	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてほしい。	① 社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。
7	生活福祉資金貸付の貸付申請をしたところ、担当者が必要書類を理解していなかったため、添付書類が足りないと何度も言われた。受付窓口にはしっかり対応できる職員を置いてほしい。	② ご意見としてお伺いしました。 ④ なお、平成21年度第2次補正予算において、生活福祉資金貸付事業における市町村社会福祉協議会の相談員の配置に要する経費を計上したところであり、相談支援体制に充実を図っているところでございます。
8	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、当該組合と契約者との間での共済金支払いに対する苦情相談。	④ 室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。 ⑤ 検討後、当該組合に対して、契約者に対して真摯なご説明をするように伝え、ご相談内容を報告しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	[企画課] 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	6件	4件	0件	5件	15件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	件数
政策・制度立案への提言	4件
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	3件
法令遵守違反に関するもの	0件
その他	8件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	障害者自立支援法の中の事業体系に移行できない小規模作業所は障害者自立支援法前の補助金制度に戻してください。		小規模作業所の運営に対しては、障害者自立支援法の施行前から所在地の市町村が補助金で支援を行っており、国は障害者自立支援法の事業である地域活動支援センター等への移行を支援しています。 現在、新たな福祉制度について「障がい者制度改革推進会議」等で検討しているところであり、関係者の御意見を十分にお伺いしながら、新たな制度の検討を進めていきたいと考えている旨お伝えしました。
2	義足(補装具)のスペア交付について 義足が壊れた場合、再支給されるまでに、3,4ヶ月かかる。 今の補装具の制度では、替え用(スペア)の支給は認められず、その間生活に困る。替え用(スペア)の義足支給を認めてほしい。 補装具支給申請手続きについて 補装具費の支給申請は市町村を受付窓口としているが、行くことだけでも障害者にとっては大変である。市町村に申請に行かなくてもいいようにしてもらえないか。		補装具の支給個数は原則1種目につき1個ですが、障害の状況等に応じ、2個目の補装具を支給できる場合もあるため、お近くの市町村に相談いただくようご案内しました。 市町村への申請は、補装具費の支給が適切に行われるために必要なものであることをご説明しました。
3	障害者マークは100円ショップや車関係のお店で誰でも買えるため、健常者が障害者マークを悪用するケースが増大している。障害者マークを登録制にしてもらえないか。		障害者マークにつきましては、日本障害者リハビリテーション協会が、国際リハビリテーション協会より日本におけるこのマークの使用管理をゆだねられており、このマークの正しい理解と普及に努めていますので、頂いたご意見は日本障害者リハビリテーション協会の担当者にも伝えさせていただきます。
4	在住の市役所には聴覚障害者のための手話通訳者設置がないので、国から設置を指示してほしい。また、聴覚障害者が働いている会社に手話通訳者を設置する義務を設けてほしい。		障害者制度改革の方向性については、本年四月に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、コミュニケーション支援も含めた検討がなされているところです。 厚生労働省といたしましては、引き続き、障害の有無に関わらず、共に暮らせる社会づくりに努めてまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 藤原朋子(内線3911) 総務課企画法令係 富永華子(内線3919)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	69件	1件	2件	20件	0件	92件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	5件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	13件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	73件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	都道府県の方より、栄養マネジメント加算については、通知上「栄養状態のモニタリングは、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者(経管栄養法から経口栄養法への変更等)については、概ね二週間毎、低栄養状態のリスクが低いものについては概ね三ヶ月毎に行うこと」とあるが、栄養状態のリスクが高くて心身の状況が改善されていればモニタリングは3ヶ月ごとでよいのかとの御照会をいただきました。		栄養状態のモニタリングは低栄養状態のリスクを定期的に把握するために行うものであり、心身の状況が改善されていても低栄養状態のリスクが高い場合はモニタリングを二週間の間隔で行っていただきたい旨回答致しました。
2	都道府県の方より、療養食加算について、通知上「腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいうこと」とあるが、この6.0gについては、一日平均で達成された場合に加算の対象となるのか又は一日であっても6.0g以上になってしまった場合、加算の対象とはならないのかとの御照会をいただきました。		療養食加算は、入所者の年齢・心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている等の基準を満たした場合に、1日につき所定の単位数を加算するものであり、1日につき6g未満に達しなかった場合はその日数分は算定の対象とはならない旨回答致しました。
3	通所リハビリテーションと短期入所療養介護におけるリハビリテーションを一連のリハビリテーション計画と位置づけて、週2日以上短期集中リハビリテーションを実施した場合、通所リハビリテーションを実施する事業所において短期集中リハビリテーション実施加算を算定することは可能かとのご質問をいただきました。		可能である旨説明致しました。
4	介護保険料が市町村ごとに異なるのはなぜかという質問をいただきました。		65歳以上の高齢者(第1号被保険者)の介護保険料は、市町村ごとに介護給付費(介護サービス等に係る費用)の総額の見込み等を基に、3年を通じて財政の均衡を保つことができる額を設定している旨説明致しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	介護保険への加入を本人の任意にしてほしいとのご意見をいただきました。		介護保険制度は、加齢に伴う負担を社会全体で支え合うという考えのもとに創設されたものであり、特定の方に負担を集中させることなく、誰もが抱える介護リスクに対して必要な保険給付を行うためには、皆様のご加入が必要である旨説明致しました。
6	在宅復帰支援機能加算の算定に用いる在宅復帰率はどのように計算するのかとのご質問をいただきました。		告示に示すように、算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が1月間を超えていた者に限る。)の占める割合である旨説明致しました。
7	介護老人保健施設の管理者は、常勤でなければならないかとのご質問を事業者の方からいただきました。		原則として常勤でなければならないが、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる旨説明致しました。
8	65歳以上の介護保険料はどのように決まるのかというご質問をいただきました。		65歳以上の方の介護保険料は、世帯の状況や課税・所得の状況等を基に各市町村ごとに決定される旨説明致しました。
9	有料老人ホームの概要及び届出先についての御照会をいただきました。		有料老人ホームは高齢者を入居させ食事の提供、介護の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理のうち、いずれかのサービスを提供している施設であり、都道府県に対して届出をしていただきたい旨回答致しました。
10	居宅療養管理指導()の算定要件で、指定居宅介護支援事業者等に対する情報提供を行わない場合の減算規定がないが、情報提供を行わない場合は、算定そのものがないのかとのご質問をいただきました。		その通りである旨説明致しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 成松課長補佐(内線3216)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	70件	0件	0件	4件	74件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	8件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	63件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	高血圧と高脂血症の治療の為、通院していたが、4月から薬は2週間分まで、それ以上は出せなくなったと言われました。これまでは、一度の診察で4週間分の薬をいただいていたのですが、この4月から法律等が改正されたのでしょうか。		発売されて1年未満の医薬品や向精神薬等につきましては、安全性の観点から、処方日数を14日間までと説明した上で、高血圧の薬や高脂血症の薬であるならば、発売されて1年未満でない限り、2週間分までという制限はない旨をお伝えしました。また、処方日数の制限の無い薬の処方日数については、医師の判断に委ねられるので、ご相談いただくようお願いしました。
2	後期高齢者というネーミングは高齢者に対する差別である。すぐに制度自体廃止してほしい。		ネーミングも含め、現在、平成25年4月からの新たな制度の施行に向けて検討を進めているところであるが、一定程度の時間を要するためすぐに廃止することはできない旨を説明しました。
3	後期高齢者医療制度は廃止するのに、平成22年度の保険料率が上がるのはおかしいのではないか		平成22年度の保険料は、平成21年度の保険料と比較して、大幅に増加することが見込まれたが、剰余金の活用、財政安定化基金の取り崩し等の抑制策を講じ、大幅な増加を抑えることができた旨を説明しました。
4	政権が代われれば、後期高齢者医療制度は即廃止になると思っていた。後期高齢者医療制度をすぐに廃止して欲しい。		現在、平成25年4月からの新たな制度の施行に向けて検討を進めているところであるが、一定程度の時間を要するためすぐに廃止することはできない旨を説明しました。
5	健康保険組合が行う付加給付について、何か給付の基準はあるのか		付加給付は、傷病手当金の上乗せなど、保険給付等に対する追加給付となるため、過剰な給付により事業運営を悪化させたり、付加給付の利用の有無による費用負担の不公平を招かないように、健康保険組合に対する「事業運営指針」の中で、付加給付の範囲を示している旨お伝えいたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	15件	3件	0件	33件	52件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	21件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	24件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	7件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	・年金担保融資の廃止は決まったのか。決まったとしたらいつ廃止されるのか。年金担保貸付制度の存続をお願いしたい。 ・民間の金融機関では年金受給者はお金を借りることができない。(同旨他2件)	① ③ ④	・行政刷新会議において、年金担保貸付制度は廃止という結論が出されたことは厚生労働省として重く受け止めております。 ・行政刷新会議においても言及されましたが、廃止するにあたっては代替となる制度を整備する必要があることから、サンプル調査を実施後、必要な対応策を講じることとしています。
2	国民年金保険料の事後納付期間、現在の2年から10年程度に延長してほしい。将来の受け取る年金額を出来得の限り多くしたいので、時効になったものを多く納付したい。過去、所得が少なく、納付できなかった。一方、先日調べたところ、自分の加入期間が25年はない状態らしいことがわかったが、とりあえず国民年金保険料の口座振込の手続きをした。これから先、不安。年金受給資格期間を現在の25年から15年～10年位短縮を要望する。	① ② ③ ④	国民年金保険料を遡って納められる期間を現行の2年から10年に延長するための法案を国会に提出していましたが、第174回通常国会の閉会により、継続審議の取扱いとなったことをご説明しました。また、受給資格期間の短縮については、新年金制度の具体化に向けた議論の中で検討をしております。
3	子が20才の時重い障害の状態になった。平成21年に障害基礎年金の申請をしたが、受給資格である納付期間が不足しているため支給は却下された。誕生日が2月でありその時学生であったので納付免除の申請をした。それで1年間は免除されるものと思っていたら4月の年度替りでもう一度申請をする必要があったとのこと。その年の9月22日に倒れた日が初診日となり納付期間2/3を満たさないとのことだった。 本人の不注意と知識の無さが、わずかの期間でありながら要件を満たさないことになった。収入の無い状態でこれから何年生きられるかわからないが、福祉行政で救済されることは出来ないものか。	① ④	公的年金は、あらかじめ制度に加入し保険料を納付していた方が、障害を負った場合等に、その事故に対する保障を行うという考え方に基いて運営されております。3分の1を超える未納期間があり、かつ過去1年間にも未納期間がある方に障害年金を支給することについては、これまで保険料を納付してきた方々との公平性をどう考えるかといった論点があります。今後、障害者の所得保障の在り方の議論を進める中で、こうした論点も踏まえつつ検討していく必要があると考えています。なお、国民年金の学生納付特例を申請する場合、年度毎に引き続き学生であることを確認する必要があることから、毎年の申請を必要としています。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	国民年金よりも生活保護の方が多額で優遇されるのはおかしい。無年金の生活保護受給者が国民年金受給者より多額というのはどういふことか。生活保護は月13万円支給、家賃と医療や交通費まで免除され、年金生活者は月6万7千円支給だけで金額の面だけでなく待遇まで差がある。逆であればまだ納得できるが、この状況を放置すればますます国民年金の納付率が低下するだろう。生活保護の実態は自治体よりも厚生労働省の調査で判断したほうが良いのではないですか。年金と生活保護の制度設計をし直す必要があると思う。	① ④	公的年金と生活保護は基本的な役割や資力調査の有無などの仕組みが異なることについてご説明するとともに、新年金制度創設に向けた貴重なご意見として承りました。なお、ご意見は、関係各部署とも情報共有しています。
5	知的障害とうつで障害年金を受けているが、年金を受けるには3年に一度診断書が必要になる。診察代や診断書にお金がかかるし、診断書を書いてくれる病院が無くなったらと不安になる。ついては、障害者手帳による判定で年金がもらえる制度に変えてほしい。	①	障害年金は障害者手帳と判定内容が一致しておらず、認定にあたっては、障害の程度を障害の状態と日常生活能力から判断しています。症状が変わることのある疾病につきましては、障害の状態を確認させていただくため定期的に診断書の提出をお願いしています。
6	60歳になり、国民年金の保険料を納めなくても良い旨のお知らせは来たが、60歳から任意加入して国民年金の保険料を納められる案内はなかった。お知らせと同時に、任意加入ができる旨のお知らせと加入手続用の申出書(返信ハガキが望ましい)を送付してほしい。また、任意加入の保険料の納付方法は、口座振替のみとのことだが、別の納付手段でもできるようにしてほしい。	① ③	60歳到達による「お知らせ」には任意加入についてのご案内をしているところ、記載内容について、わかりやすい内容となるよう今後検討してまいります。また、任意加入の申出書の同時送付や返信ハガキの同封については、費用対効果の観点も踏まえ、慎重な検討が必要と考えています。 なお、預金口座を有していないなど、口座振替によることができない正当な理由がある場合は、その申立をすることにより、口座振替以外の方法で納付することが可能となっています。
7	国民年金保険料の免除の手続をしているにもかかわらず、納付書が送付されて来た。年金事務所に問い合わせたところ、7月に決定するからとのこと。 免除が決定された場合、納付書が無駄になるので、免除の手続をしている場合、決定後に免除が承認されなかった場合に、納付書を送付する仕組みに変えてほしい。 (この他、「学生納付特例の手続をしているにもかかわらず、納付書が送付されて来たが、学生納付特例が決定された場合、納付書が無駄になる」といった同旨意見あり。)	④	免除や学生納付特例の審査には、市町村における所得確認が必要であるため、手続きから処理までの日数がかかることや、一時的に申請書が集中することから、納付書を発行する日本年金機構において、個別に免除や学生納付特例の手続き状況の確認が困難な状況です。 ご要望については、日本年金機構と情報を共有すると共に、今後、事務処理全般の見直しを行っていく中での課題とさせていただきます。
8	障害厚生年金の裁定に時間がかかり過ぎている。サービススタンダードの処理期間で裁定してほしい。 (他同旨3件)	②	日本年金機構において、障害厚生年金の審査に時間を要する場合には、審査遅延のお知らせを送付していますが、全体的に審査に時間を要している状況のため、障害厚生年金の審査時間の短縮に向けて、4月1日より体制を強化(職員の増員等)いたしました。 今後とも決定までの審査所要日数の短縮に努めてまいります。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
9	サラリーマンの妻(専業主婦)も年金保険料を支払うべきと思う。共働きの主婦(正社員)は不公平感をすごく感じる。	① ③ ④	公的年金制度は、社会全体での相互扶助の仕組みであり、負担能力に応じた保険料を納めていただくという原則に基づいて、被用者年金制度全体で第3号被保険者の費用を分担しています。ご指摘の点については、新たな年金制度の創設に向けた議論に関する貴重なご意見として承りました。
10	確定拠出年金(資産95万円)の途中引出を認めていただきたい。定期預金にしても利率0.1%、資産管理費用が3~4千円では、確実に資産が無くなる。ペナルティを払っても脱退できる制度にすべきである。	①	確定拠出年金は老後の所得確保を支援する年金制度であり、通常の貯蓄とは異なり、本人の意思により資産を途中で引き出しできないことを前提としていることをご説明し、ご要望を受け制度運営のお声として承るとお話し、ご理解をいただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	3件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	労働契約承継法に基づく通知も異議申出期間も終了した後に会社分割の効力発生日を変更することとなった場合、どのような手続きをとればよいか。		労働契約承継法の該当箇所の解釈について、丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
2	他の会社から分割会社への出向者に対して労働契約承継法の手続きは必要か。		労働契約承継法の手続きが求められる「雇用する労働者」の解釈について、丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
3	合併の場合には労働契約承継法のような法律はないところ、労働者や労働組合への通知や協議の手続きをどうすればよいか。		合併の場合には、労働組合や労働者に対して、新会社の概要などに関する十分な情報が提供される必要がある旨、丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

(参考)

平成22年6月18日～6月24日受付分

部局(課室)名	日本年金機構	
照会先	サービス推進部 お客様の声グループ長 高水 徹 海野 崇 (代表電話)03-5344-1100 (内線 3177)	

国民の皆様の声 把握方法別件数		来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	本部分	3件	424件	22件	0件	59件	1件	509件
	地方分	39件	49件	34件	0件	4件	0件	126件
合計	42件	473件	56件	0件	63件	1件	635件	

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	130件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	503件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	若くして夫を亡くし、遺族年金を受給しながら働き子供を育ててきた。65歳から自分の年金を受給できるようになったが、わずかの金額が増えただけである。自分自身の老齢厚生年金と遺族年金を併せて受け取れるようにして欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	年金を受け取っている人が亡くなった場合、死亡当時、生計を同じくしていた者が居ないと亡くなった月までの年金が受け取れない制度になっている。遺族であれば支払われるようにして欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	高年齢雇用継続給付金と年金の調整について、年金を減額されると生活ができない。制度を廃止して欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	障害年金の請求について、制度を知らなかったため遡っての請求を相談したところ、5年以上前の診断書の提出を求められた。国で基本的にカルテの保存期間を5年としているのと矛盾している。改善して欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	標準報酬月額算定について、非課税である通勤手当を含めて算定することは納得できない。算定の対象から除くよう制度を改正して欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	学生時代の国民年金保険料について、既に納付期限が過ぎているため納めることが出来ない。納付期限を10年にする改正法案が国会で継続審議となっているが、10年ではなく撤廃し、全ての過去の期間について支払うことができるようにして欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
7	各種通知や案内について、内容がわかりづらいものがあるので、もっとわかりやすくして欲しい。	② ④	記載内容をわかりやすい言葉に置き換えを行うとともに、お客様向け文書モニター会議等において検討を行い、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
8	年金事務所職員の説明が不十分、事務処理に時間がかかる、態度やマナーが悪く、不愉快な思いをした。(同様なご意見が多数ありました。)	② ④	事実確認を行った上で、必要な指導等を行ってまいります。 お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
9	健康保険・厚生年金保険適用関係書類の処理や国民年金の保険料還付金の支払処理が遅い等のご指摘をいただきました。	② ④	事務処理体制の強化に取り組み、早く事務処理できるように努力してまいります。
10	年金再計算(再裁定)による支払いが遅い。高齢で健康面に不安があり、出来るだけ早く支払って欲しい。(同様なご意見が多数ありました。)	② ④	複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、処理システムの機能強化等により、事務処理体制の強化に取り組み、早く支払いできるように努力してまいります。
11	年金事務所の電話がかかりにくい。(何度も電話をかけるも、話し中でつながらない)	② ④	年金に関する照会等についてはコールセンターにおいて対応している旨の周知を図り、年金事務所への照会電話の分散化等を図っております。 なお、お客様の声グループにご意見をいただいたお客様については、折り返し年金事務所から連絡するよう対応いたしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。